事　務　連　絡
令和２年４月 14 日

高齢者関係施設等　施設長　様
管理者　様

神戸市福祉局介護保険課
神戸市福祉局監査指導部

緊急事態宣言発令に伴う
居宅介護支援事業所の運営及び各サービスの加算要件の取り扱いについて（周知）

令和２年４月７日付で兵庫県に緊急事態宣言が発令されたことに伴い，居宅介護支援事業所の運営及び各サービスの加算要件について，緊急事態宣言発令期間内においては，新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，下記の通り取り扱うこととします。

記

１．居宅介護支援事業所の居宅訪問によるモニタリング

居宅介護支援では，居宅訪問によるモニタリングを月１回行うことが定められているが，電話やメール等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし，利用者の健康状態及び生活状況の確認については十分留意すること。

２．居宅介護支援事業所におけるサービス担当者会議

居宅介護支援では，居宅サービス計画の作成に際して，サービス担当者会議を行うことが定められているが，利用者の自宅以外で開催したり，電話・メールなどを活用するなどの工夫により，柔軟に対応することが可能である。（介護保険最新情報 No.７７３問９回答参照）。

３．会議・研修を行う要件がある加算の取り扱い

特定事業所加算やリハビリテーションマネジメント加算等の，情報伝達のための会議や従業員の技能向上のための研修を行うことが要件にある加算については，電話やメール・資料の回覧等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし，該当加算の会議・研修以外の算定要件には十分留意すること。

４．居宅訪問を行う要件がある加算の取り扱い

個別機能訓練加算等の，利用者の居宅を訪問し計画の説明・同意や生活状況の確認等を行うことが要件にある加算については，電話やメール等の代替の手段で行うことは差し支えないこととする。

ただし，該当加算のサービスについては適切に行うこと。

問い合わせ先
神戸市福祉局監査指導部（居宅通所指導担当）　078-322-6326
（施設指導担当）　078-322-6242